

出席停止について（お知らせ）

この度、お子様が、下表の感染症にかかれたという連絡を受けましたので、学校保健安全法第19条の規定により、出席停止をお知らせいたします。医師から登校してもよいという許可が出ないと登校できないことになっております。その間しっかり休養し、きちんと治してください。  
 医師から登校の許可が出ましたら、治癒報告書に必要事項を記入し、担任にご提出ください。

	病 名	出席停止の期間の基準
第一種	1 エボラ出血熱 2 クリミア・コンゴ出血熱 3 痘そう 4 南米出血熱 5 ベスト 6 マールブルグ病 7 ラッサ熱 8 急性灰白髄炎 9 ジフテリア 10 重症急性呼吸器症候群（SARS） 11 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	1 インフルエンザ 2 百日咳 3 麻疹 4 流行性耳下腺炎 5 風疹 6 水痘 7 咽頭結膜熱 8 新型コロナウイルス感染症（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る） 9 結核 10 髄膜炎菌性髄膜炎 ※ただし、病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるときは、この限りではない。	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで。 <b>※本校では、発症した翌日から5日を経過し、かつ解熱後3日を経過するまで。</b> 特有の咳が消失するまで又は、5日間の間適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。 解熱した後3日を経過するまで。 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。 発疹が消失するまで。 すべての発疹が痂皮化するまで。 主要症状が消退した後2日を経過するまで。 <b>発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで。</b>
第三種	1 コレラ 2 細菌性赤痢 3 腸管出血性大腸菌感染症 4 腸チフス 5 パラチフス 6 流行性角結膜炎 7 急性出血性結膜炎 8 その他の感染症 ○伝染性紅斑 ○マイコプラズマ肺炎 ○手足口病 ○溶連菌感染症 ○感染性胃腸炎（ノロウイルス等） ○ヘルパンギーナ 等	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで。  必要があれば、出席停止の措置をとることができる。出席停止を指示するかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における発生状況によって判断し、具体的には医師の指示のもとに措置をとる。

治癒報告書

※インフルエンザにつきまして、本校では、「診断後5日かつ解熱後3日を経過するまで」として対応しております。

児童生徒氏名 \_\_\_\_\_

診断名 \_\_\_\_\_

欠席期間 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ~ \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

\_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日（ ）から登校できます。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

受診した医療機関名 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_